



※1 調整会議による検討を経て合意された区域計画の記載事項については、同意協議の手続きを踏むことを前提に、関連する道路使用許可、保安基準への適合、航空法の許可・承認に当たって審査を不要となる(若しくは、許可等がなされたとみなす)よう、特区法を改正し、必要な規定を置く。

※2 区域計画で定めた事項のうち、現場の判断による柔軟な変更認が必要と思われる事項については、特区法省令により軽微な変更事項と定め、総理の認定を不要とし、区域会議を即日持ち回り開催すること等により、必要な対応等をとるものとする。